

令和4年9月議会一般質問内容（抜粋）

■質問■

医療的ケア児支援法施行に伴う市の取組と今後の見通しについて伺いたい。

■答弁内容■

- 医療的ケア児とは、日常生活及び社会生活を営むために、人工呼吸器等による呼吸管理や喀(かく)たん吸引その他の医療行為などの医療的なケアを恒常的に受けることが必要な児童のことであり、令和元年度の青森県の実態調査では、その数は県内に166名、そのうち当市には27名と推計されている。
- 昨年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」、いわゆる「医療的ケア児支援法」の施行により、これまで国や地方公共団体の「努力義務」とされてきた医療的ケア児及びその家族に対する支援が「責務」に変わったところである。
- これまで市では、令和2年度から、保健・医療・福祉・教育・子育て等の各分野の関係者12名で構成される「医療的ケア児の協議の場」を設置し、毎年検討会議を開催している。
- 会議では、ケア児支援施策の国の動向及び県の取組について情報を共有するとともに、実際にケア児の支援を行った医療機関等の事例報告から、支援の経過や課題等について学んでいる。
- 今年4月には、県において、医療的ケアなどを必要としながら在宅で暮らす障害児やその家族に対する支援を総合的に行う「青森県小児在宅支援センター」を設置した。
- 市では、当センターが開催する人材育成及び情報の共有、多職種連携の促進を目的とする勉強会に職員を参加させ、ケア児支援に関するスキルアップを図っている。
- 今後の見通しについては、当市では第6期八戸市障害福祉計画において、令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を目指すこととしている。
- 医療的ケア児コーディネーターとは、ケア児及びその家族への支援を総合的に調整する者で、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の多職種が協働できるよう支援の調整を図り、ケア児とその家族が抱える課題解決に向けた個別支援を行うことが主な業務である。
- なお、コーディネーターは、毎年県が実施する「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」を受講したものを配置することが望ましいとされており、その配置については、受講者が属する法人へ委託する場合や、市の職員が研修を受講してその役割を担う、などの方法が想定される。
- 今後は、他都市の事例を参考にするとともに、必要に応じて関係機関と協議しながら、医療的ケア児コーディネーターの配置方法等について検討していきたい。